○防衛省告示第百二十一号

平成十一年防衛庁告示第四十九号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例）の一部を次のように改正し、平成二十一年七月一日から施行する。

平成二十一年七月一日　　防衛大臣　浜田　靖一

「（国土交通大臣が設置し、及び管理する公共用飛行場の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号）」を「（国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号。以下「使用料告示」という。）」に、「、国土交通大臣が設置し、及び管理する公共用飛行場の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号）」を「、使用料告示」に、「次に掲げる」を「、次の各号に掲げるものについて当該各号に定める」に改める。

第一号中「（次号に規定するものを除く。）についての着陸料の額は、十分の七を乗じた金額とする。」を「（次号に掲げるものを除く。）　十分の七（ただし、平成二十一年七月一日から平成二十二年三月三十一日までの間、国内航空に従事するものにあっては、十分の六）」に改める。

第二号中「についての着陸料の額は、二分の一を乗じた金額とする。」を「であるもの　二分の一」に改める。

○防衛省告示第百二十二号

昭和五十年防衛庁告示第百五十五号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額及びその支払方法）の一部を次のように改正し、平成二十一年七月一日から施行する。

平成二十一年七月一日　　防衛大臣　浜田　靖一

第一中「公共用飛行場」を「空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港をいう。）」に改める。

○北陸地方整備局告示第九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年七月一日　　北陸地方整備局長　吉野　清文

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十九年建設省告示第三百五十七号小松能美都市計画、辰口都市計画及び美川都市計画下水道事業加賀沿岸流域下水道（梯川処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十九年三月五日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○北陸地方整備局告示第九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年七月一日　　北陸地方整備局長　吉野　清文

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十二年建設省告示第二千百四十四号金沢都市計画及び鶴来都市計画事業の種類及び名称　昭和六十二年建設省告示第二千百四十四号金沢都市計画及び鶴来都市計画下水道事業犀川左岸流域下水道（犀川左岸処理区）

三　事業施行期間　自昭和六十二年十二月十七日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第八十四号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十一年六月十八日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式を認定したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十一年七月一日　　中部地方整備局長　佐藤　直良

昭和55年建設省告示第1292号第1第2号による嫌気濾床接触ばっ気方式

製造者の住所・氏名	愛知県知多郡美浜町大字北方字西側85の1　大栄産業㈱ 代表取締役　木村　尊
工場の所在地及び名称	愛知県知多郡美浜町大字北方字稲道11　大栄産業㈱　東海樹脂工場 愛知県知多郡南知多町大字大井字和田ヶ丘38－2　大栄産業㈱　南知多工場 北海道歌志内市字文珠159番地9　大栄産業㈱　北海道工場 大分県豊後大野市三重町百枝1247番地1　大分工業㈱ 栃木県芳賀郡益子町大塙355　㈲協栄工業 宮城県栗原市若柳武鎗字猿田沢15番地の43　若柳化成工業㈱ 岐阜県安八郡安八町南条1294番1　坂化学工業㈱

認定番号	浄化槽の名称
5－09－1E－001	ダイエー浄化槽　FCKⅢ5型
〃　001－1	〃　FCKⅢ7型
〃　001－2	〃　FCKⅢ10型

○九州地方整備局告示第九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により一般国道の改築工事を本局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十一年七月一日　　九州地方整備局長　岡本　博

路線名　一般国二百十八号　　工事の種類　工事開始の期日

区間　宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井字葛根迫から同郡日之影町大字七折字高野を経て同郡日之影町大字七折字平底まで　　改築　平成二十一年七月一日

○九州地方整備局告示第九十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月一日　　九州地方整備局長　岡本　博

路線名　一般国五十七号及び二百五十一号　　供用開始の区間　諫早市小野町三七一番三から同市長野町一六四二番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○北海道開発局告示第七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月一日　　北海道開発局長　鈴木　英一

路線名　一般国二百三十八号　　供用開始の区間　北海道宗谷郡猿払村浅茅野三七九二番一から同村浅茅野三七九一番五まで　　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

供用開始の期日　平成二十一年七月一日